

介護実習で認められている業務について

■ 必須業務と周辺業務

身体上または精神上的の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務

必須業務：全業務時間の1/2以上実施すること

身体介護	1.身じたくの介護	1.整容の介助 (①整容 ②顔の清潔 ③口腔ケア) 2.衣服着脱の介助 (座位・臥位)
	2.移動の介護	1.体位変換 (①体位変換 ②起位の介助) 2.移動の介助 (①歩行の介助②車いす等への移乗の介助③車いす等の移動の介助)
	3.食事の介護	食事の介護
	4.入浴・清潔保持の介護	1.部分浴の介助 (①手浴の介助②足浴の介助) 2.入浴の介助 3.身体清拭
	5.排泄の介護	1.トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2.おむつ交換 3.尿器・便器を用いた介助

安全衛生業務	1.雇い入れ時等の安全衛生教育
	2.介護職種における疾病・腰痛予防
	3.福祉用具の使用方法及び点検業務
	4.介護職種における事故防止のための教育
	5.緊急時・事故発見時の対応



周辺業務：全業務時間の1/3以下であること

関連業務	1.掃除、洗濯、調理業務	1.利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 2.衣類等の洗濯 3.食事にかかる配下膳等 4.調理業務(ユニット等で利用者と共に行われるもの) 5.居室のベッドメイキングやシーツ交換
	2.機能訓練の補助やレクリエーションの実施	1.機能訓練の補助や見守り 2.レクリエーションの実施や見守り
	3.記録・申し送り	1.食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 2.指示を受けた内容に対する報告 3.日誌やケアプラン等の記録及び確認 4.申し送りによる情報共有

周辺業務	1.お知らせなどの掲示物等の管理
	2.車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理
	3.物品の補充や管理

安全衛生業務	1.雇い入れ時等の安全衛生教育
	2.介護職種における疾病・腰痛予防
	3.福祉用具の使用方法及び点検業務
	4.介護職種における事故防止のための教育
	5.緊急時・事故発見時の対応

